

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金について

～7年ぶりの全国どこでも事業が可能な立地補助金です～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とします。

■ 補助対象 : 工場等、物流施設における建物・設備の導入

※工場にあっては、設備機械装置の購入(改造等含む)が必須になります。

■ 対象経費 : ①建物取得費、②設備費(工場については必須)、③システム購入費

■ 対象事業

【要件A】生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの。

①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業

②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業

【要件B】一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業※

【要件C】①～③の全てを満たす事業

①複数の中小企業等のグループによる共同事業

②要件Aに該当する事業

③グループ化メリットを有する事業

※マスク、消毒用エタノール、うがい薬、防護服等政府の生産要請があったもの等

■ 補助対象者 : [大企業] 1 / 2 以内

[中小企業等] 2 / 3 以内

[中小企業等グループ] 3 / 4 以内

※要件Bの補助率は [大企業] 2 / 3 以内 [中小企業] 3 / 4 以内

■ 補助上限 : 150 億円

■ 事業期間 : 原則3年間(大規模案件は4年間)

※**遡及適用**あり、要承認。ただし、緊急経済対策閣議決定(4月7日)より対外発表した事業でないこと) また、承認を受けても採択や交付決定を約束するものではないので要注意。

■ 公募期間 : 5月22日(金)～7月22日(水) (正午受付〆切り) (8月以降採択先決

必ず郵送にて提出のこと

※6月5日(金)正午までに受け付けたものについて、先行審査をし6月中に採択先を決定

詳しくは公募の案内をご確認下さい。

(https://epc.or.jp/fund_dept/supplychain/kobo)

◆ 対象事業A[工場]

生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備に**最大2/3補助**されます ※大企業は1/2

※ 補助対象要件：ア、いずれも満たすこと。

ア. 生産拠点の集中度

生産拠点の集中度について、貿易統計等の統計指標上、集中度が高いことを証明する書類や、事業者単位で調達集中度が高いことを証明する書類等で確認できること（左記②にあつては、上記に加え、生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した投資であることについて、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書等で確認できること）

イ. 設備機械装置の先端性

補助対象となる設備機械装置の性能（仕様・スペック）が、先端的であること。

■ 加点項目

- ・海外生産割合・生産の一国集中度・製品、部素材を極力使用しない技術※A-②のみ
- ・国内サプライチェーンの分散化・物資の優先度・投資誘発効果

◆ 対象事業B[工場]

一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事について**最大3/4補助**されます ※大企業は2/3

※ 補助対象要件：ア、いずれも満たすこと。

ア. 需給ひっ迫性

- ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書
- ②：統計、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書

イ. 国民が健康な生活を営む上で重要なもの

- ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書
- ②：政府決定文書（防災基本計画、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）
- ③：生活必需品、医療機関・福祉施設等で使用するもの等について、有識者からの推薦書等

■ 加点項目

- ・国民が健康な生活を営む上での必要性・整備する施設、装置の柔軟性・国内サプライチェーンの分散
- ・投資誘発効果

◆ 対象事業B[物流施設]

※ 補助対象要件：ア、イ、ウいずれも満たすこと。

ア. 需給ひっ迫性

- ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書
- ②：統計、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書

イ. 国民が健康な生活を営む上で重要なもの

- ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書
- ②：政府決定文書（防災基本計画、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）
- ③：生活必需品、医療機関・福祉施設等で使用するもの等について、有識者からの推薦書等

ウ. 設備投資効果（物流施設のみ）

- ①：設備投資計画
- ②：上記イで掲げるものの取扱いに係る計画
- ③：需給ひっ迫時において、政府から優先供給を依頼された際、イで掲げるものの取扱いに係る計画

■ 加点項目

- ・物流の配送量の増加や円滑化・効率化・投資誘発効果